

# 「鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱」及び鶴岡市指定給水装置工事事業者の指定更新について

## <次 第>

1. 「鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱」について
  - 1-2. 違反行為に係る処分基準
  - 1-3. 違反件数
2. 鶴岡市指定給水装置工事事業者 指定の更新について
  - 2-2. 更新手続きに関する注意点について
3. メーター1次側止水栓を開栓するときは確認を！
4. インボイス制度対応の準備について

## 1.「鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱」について

○鶴岡市指定給水装置工事事業者規程 第7条のいずれかに該当する行為を行った指定給水装置工事事業者（以降「指定工事事業者」という。）の、指定の取消し及び指定停止等の処分基準等を定めたもの。

令和3年12月、指定工事事業者に改正内容を周知実施。

市ホームページでも閲覧可能。

（トップページ内「暮らし」→「水道（水道に関するお知らせ…等）」→「事業者のみなさまへ」）。

1/30

Tsuruoka City  
鶴岡市 全国最多 3つの日本遺産 情報ページはこちら

language  
音声読み上げ・文

暮らし 健康・福祉・医療 子育て・教育 安全・安心 文化・スポーツ 都市整備・環境 年金・保険 税金

現在のページ トップページ > 暮らし > 上下水道 > 水道（水道に関するお知らせ、料金・各種手続きガイド、水道関連情報）

### 事業者のみなさまへ

- ▶ 鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱 ← クリック！
- ▶ 給水装置工事設計施工指針
- ▶ 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入のお知らせ
- ▶ 請求書・債権者登録申請書・債権者変更届（上下水道事業 専用様式）

2/30

■鶴岡市指定給水装置工事事業者規程

**第7条** 市長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第4条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。

3/30

■鶴岡市指定給水装置工事事業者規程

**第4条** 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしななければならない。

- (1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

4/30

■鶴岡市指定給水装置工事事業者規程

**第6条** 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

**第11条** 指定工事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

5/30

■鶴岡市指定給水装置工事事業者規程

**第12条** 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するときに、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 市の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称      イ 施行の場所      ウ 施行完了年月日      エ 主任技術者の氏名      オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項      キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

6/30

■鶴岡市指定給水装置工事事業者規程

**第16条** 市長は指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第12条第1号により指名された主任技術者又は当該行為を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

**第17条** 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

## 1-2.違反行為に係る処分基準

■要綱 別表第1 (違反点数累積100点以上 指名停止、600点以上指定取り消し)

	違反行為の内容	処分基準	斟酌すべき特段の事情がある場合または指導に従った場合等の違反点数
1	不正の手段により指定工事業者の指定を受けたとき。	指定の取消し	
2	事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	10点
3	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	10点
4	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ないものであるとき。	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外
5	破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外
6	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。	指定の取消し	
7	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。	指定の取消し	

■要綱 別表第1 (違反点数累積100点以上 指名停止、600点以上指定取り消し)

	違反行為の内容	処分基準	斟酌すべき特段の事情がある場合または指導に従った場合等の違反点数
8	下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるものと判明したとき。		
	ア)工事の変更及び完了等の届出を行わないとき。	指定の取消し	10点
	イ)施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による
	ウ)施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による
	エ)給水装置工事設計審査申請書を提出せずに給水装置工事に着手したとき。	指定の取消し	100点
	オ)給水装置工事設計審査申請書を提出はしたが、市長の承認を得る前に公示に着手したとき。	指定の取消し	50点
	カ)給水装置工事完成後、完了検査を受けずに給水したとき。	指定の取消し	50点
	キ)無断通水の実施又は、無断通水が可能となる工事を実施したとき。	指定の取消し	50点
	ク)メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し	100点
	ケ)その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による
	コ)指定停止処分中に工事を施工したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による

9/30

■要綱 別表第1 (違反点数累積100点以上 指名停止、600点以上指定取り消し)

	違反行為の内容	処分基準	斟酌すべき特段の事情がある場合または指導に従った場合等の違反点数
9	下記事項について変更の届出をしないとき。		
	ア)事業所の名称及び所在地に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	10点
	イ)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	10点
	ウ)法人の役員の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合は、処分の適用外
	エ)選任されている主任技術者の氏名等又は、主任技術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	10点
	オ)指定工事業者が事業を廃止又は、休止した日から30日以内に、また、事業を再開した日から10日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	10点
	上記ア～オについて事実と異なる届出をしたとき	指定の取消し	審査委員会の審議による
10	指定工事業者が指定を受けた日から14日以内に事業者ごとに主任技術者を選任し市長に届出をしないとき。	指定の取消し	10点
11	指定工事業者が選任した主任技術者が欠けるに至った日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届出をしないとき。	指定の取消し	10点
12	主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	10点

10/30

■要綱 別表第1 (違反点数累積100点以上 指名停止、600点以上指定取り消し)

	違反行為の内容	処分基準	斟酌すべき特段の事情がある場合または指導に従った場合等の違反点数
13	主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者を兼務し、職務を行うにあたって支障が発生したとき。	指定の取消し	10点
14	給水装置工事ごとに指定事業者が選任した主任技術者を指名しないとき。	指定の取消し	10点
15	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又は、その者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の取消し	50点
16	市の給水区域において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工するとき、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の取消し	100点
17	主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者への給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会の確保するように努めなかったとき。	指定の取消し	10点
18	給水条例第7条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し	100点
19	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し	10点

11/30

■要綱 別表第1 (違反点数累積100点以上 指名停止、600点以上指定取り消し)

	違反行為の内容	処分基準	斟酌すべき特段の事情がある場合または指導に従った場合等の違反点数
20	施工した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に施主の氏名又は名称、施工の場所、施工完了月日、主任技術者氏名、竣工図、工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項、構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認方法及びその結果に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存しないとき。	指定の取消し	50点
21	給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し	50点
22	給水装置工事に関する報告又は資料の提出に関する市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し	50点
23	施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による

12/30

### 1-3.違反件数

(令和元年度から令和4年12月まで)

違反内容	処分基準	斟酌すべき特段の事情がある場合又は、指導に従った場合	件数
法人の役員の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合は、処分の適用外	11件
給水装置工事設計審査申請書を提出はしたが、市長の承認を得る前に工事に着手したとき。	指定の取消し	50点	8件
給水装置工事ごとに指定工事業者が選任した主任技術者を指名しないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合は、処分の適用外	6件
主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	10点	4件
給水装置工事完成後、完了検査を受けずに給水したとき。	指定の取消し	50点	3件
無断通水の実施又は、無断通水が可能となる工事を実施したとき。	指定の取消し	50点	3件
給水装置工事設計審査申請書を提出せずに給水装置工事に着手したとき。	指定の取消し	100点	2件

13/30

## 2.鶴岡市指定給水装置工事事業者 指定の更新について

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていましたが、届出がない場合、事業実態の把握ができず、所在不明な指定工事業者が存在するなどの課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、指定工事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、指定工事業者の指定の有効期限が新たに定められ、5年ごとの更新制となりました。

期限まで更新手続きを行わない場合、その資格は失効となります。

14/30

## 更新時提出書類

### ○提出書類

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③機械器具調書
- ④（法人）定款及び登記簿の謄本
- ⑤（個人）住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- ⑥指定更新時確認事項記入書
- ⑦資格証の写し
- ⑧旧工事店証

15/30

市ホームページ「暮らし」→「水道」→「料金・各種お手続きガイド」→  
「申請・届出様式」

#### 申請様式

- [2-1指定給水装置工事事業者指定申請書（ワード：35KB）](#)
- [2-1指定給水装置工事事業者指定申請書PDF（PDF：76KB）](#)
- [2-2機械器具調書（ワード：25KB）](#)
- [2-2機械器具調書PDF（PDF：48KB）](#)
- [2-3誓約書（ワード：27KB）](#)
- [2-3誓約書PDF（PDF：56KB）](#)
- [2-4主任技術者選任・解任届出書（ワード：26KB）](#)
- [2-4主任技術者選任・解任届出書PDF（PDF：51KB）](#)
- [2-5指定事項変更届出書（ワード：27KB）](#)
- [2-5指定事項変更届出書PDF（PDF：50KB）](#)
- [2-6廃止・休止・再開届出書（ワード：28KB）](#)
- [2-6廃止・休止・再開届出書PDF（PDF：39KB）](#)
- [2-7指定申請受付の際の参考事項（ワード：19KB）](#)
- [2-7指定申請受付の際の参考事項PDF（PDF：52KB）](#)
- [2-8鶴岡市指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項記入書（ワード：38KB）](#)
- [2-8鶴岡市指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項【記入例】（ワード：56KB）](#)

ダウンロード  
可能

16/30

## 更新時確認内容

前頁⑥「指定更新時確認事項記入書」にて確認を行う内容は以下の4点です。

- ア. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- イ. 指定給水装置工事事業者の業務内容
- ウ. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（e-ラーニング含む）
- エ. 適切に作業を行うことができる技術を有する者の従事状況

17/30

## 更新事務の流れ

- ・ 指定工事事業者へ更新案内文書の送付・・・5月上旬頃
- ・ 更新申請書受付期間・・・6月30日まで
- ・ 審査、決裁
- ・ 更新手続完了事業者宛て更新手数料納入通知書送付・・・8月中旬頃  
（更新手数料 5,000円 更新手数料納入期限 9月29日）
- ・ 納入確認後指定工事事業者指定証の受渡し

※組織の変更や主任技術者の選任状況の変更が無届の場合、更新手続きを行うことができません。

※指定期限まで申請手続きを行わない場合、失効となります。

※指定期限以降、更新手数料を納付完了するまでの間は「失効状態」となるため、納付完了まで給水工事及び申請は出来ません。

18/30

## 更新スケジュール

※政令で定める期間①～⑤  
※水道法附則第3条で定める期間⑥

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
① 平成10年4月1日～平成11年3月31日	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
② 平成11年4月1日～平成15年3月31日	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
③ 平成15年4月1日～平成19年3月31日	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
④ 平成19年4月1日～平成25年3月31日	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
⑤ 平成25年4月1日～平成26年3月31日	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）
⑥ 平成26年4月1日～令和元年9月30日	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

19/30

## 2-2.更新手続きに関する注意点について

### 不備が多い事項

- ① 事業所住所、役員の変更に関する届出が適切に行われていない。
- ② 主任技術者の選任・解任に関する届出が適切に行われていない。
- ③ 「指定更新時確認事項記入書」に指定工事業者対象の研修と、主任技術者対象の研修が混同して記載されている。
- ④ 機械器具調書が適切に記載されていない。

20/30

## ①住所・役員等の変更が適切に行われていない

※指定給水装置工事事業者の名称、所在地、代表者及び役員の変更があった場合、水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条に基づき、**事由発生後30日以内に届け出なければならない。**

(提出書類)

- ・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 工事店証
- ・ (法人) 定款及び登記事項証明書
- ・ (個人) 住民票の写し

**※届出がない場合、処分対象であり、更新手続きも行うことができません**

21/30

## ②主任技術者の変更届け出が適切に行われていない

※指定工事業者の給水装置工事主任技術者等の変更があった場合は選任・解任届等の手続きを水道法第25条の7及び水道法施行規則第34条に基づき、**事由発生後30日以内に届け出なければならない。**

(提出書類)

- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）
- ・ 選任の場合は資格者証の写し

**※届出がない場合、処分対象であり、更新手続きも行うことができません**

22/30

### ③指定工事事業者研修と主任技術者研修

指定工事業者は施工技術等の向上に努めるとともに、以下の研修会等への参加し、適正な施工を行うための情報収集を行うことが求められています。

○指定給水装置工事事業者（指定更新時確認事項記入書 別紙1で確認）

- ・公益財団法人日本水道協会主催 指定給水装置工事事業者研修会
- ・鶴岡市上下水道部主催 指定給水装置工事事業者研修会

○給水装置工事主任技術者（指定更新時確認事項記入書 別紙2で確認）

- ・公益財団給水工事技術振興財団主催 給水装置工事主任技術者研修会
- ・厚生労働省令で定められている内容を網羅した自社内研修

23/30

### 主任技術者を対象にした研修に含まれるべき内容

給水装置工事主任技術者を対象にした自社内研修などを行う際、下記の内容が含まれるべきであると厚生労働省令で定められています。また研修を行った証として写真記録等を整備することが望ましいとされています。

#### ①水道法（給水装置関連）

- ・給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ・給水装置の構造及び材質

#### ②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

#### ③給水装置の事故事例と対策技術

#### ④給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）

**※研修の機会を適切に確保しない場合、処分対象となります。**

24/30

#### ④機械器具調書の記載

※水道法第25条の3第1項第2号で定められている器具の保有状況を記載する。

(器具種別)

- ・ 管の切断用の機械器具（金切のこ、塩ビカッター 等）
- ・ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器 等）
- ・ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ 等）
- ・ 水圧テストポンプ

※定められた器具を保有していない場合、処分対象であり、更新手続きも行うことができません

25/30

### 3. メーター1次側止水栓を開栓するときは確認を！

水道メーター1次側止水栓が閉止されている場合、以下のケースが考えられます。

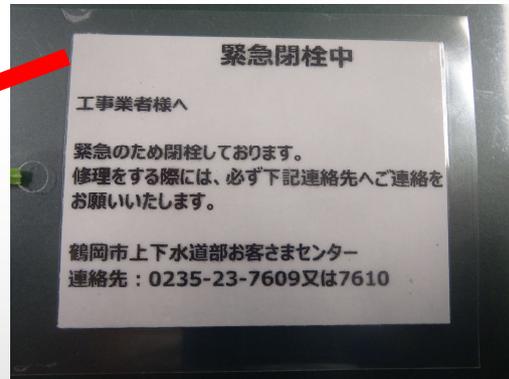
- ①閉栓申込みによる閉栓
- ②メーター2次側漏水による、緊急閉栓
- ③水道料金滞納などによる停栓

緊急閉栓をおこなった際は、水道メーターに「緊急閉栓中」のフダをつけておりますが、緊急閉栓以降、通常閉栓に切り替わったり、停栓となる場合もあるため、メーター1次側止水栓を開栓する場合は、**必ず鶴岡市上下水道部お客さまセンターへご連絡ください！**

**連絡なく開栓した場合は、無断通水により処分対象となります**

26/30

### 緊急閉栓中の水道メーター状況



ご連絡は鶴岡市上下水道部お客さまセンターへ

電話0235-23-7609

0235-23-7610

27/30

## 4. インボイス制度対応の準備について

令和5年10月から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）においては、消費税の仕入税額控除のために適格請求書（インボイス）の保存が必要となり、事業者がインボイスの交付を行うためには税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となっています。

登録申請は任意となっていますが、皆様の納付消費税にも影響のある制度ですのでご検討いただき、対応していただければと思います。

上下水道事業についてすでに登録をされており、毎月の検針票や納入通知書、事業のホームページにも登録番号を掲載していますのでご確認ください。

また、上下水道事業の請求書様式や債権者登録関係の様式に登録番号欄を追加しましたので、そちらをご利用くださるようお願いいたします（HPでダウンロード可能）。

※問合せ先：上下水道部 総務課 経営企画係 Tel.0235-23-7731

28/30

## 鶴岡市上下水道事業の適格請求書発行事業者番号は市HPにも掲載しています

### 適格請求書発行事業者登録番号について

更新日：2023年1月20日

鶴岡市上下水道事業では令和5年10月施行のインボイス制度に対応するため、適格請求書発行事業者の登録をしています。

登録は運営している事業ごと（4事業）となり、番号はそれぞれ次のとおりです。

※登録番号は毎月の「上下水道使用量のお知らせ（裏面）」、「上下水道料金納入通知書（圧着はがき内側裏面）」にも記載していますので、併せてご確認ください。

○鶴岡市上下水道事業 適格請求書発行事業者登録番号

登録事業名	登録番号	摘要
鶴岡市上下水道事業	T 7800020000140	水道料金 水道事業経営に係る請求
鶴岡市公共下水道事業会計	T 6800020000141	下水道使用料 公共下水道事業経営に係る請求
鶴岡市集落排水事業会計	T 5800020000142	下水道使用料 集落排水事業経営に係る請求
鶴岡市浄化槽事業会計	T 4800020000143	下水道使用料 浄化槽事業経営に係る請求
※参考		
三川町下水道事業特別会計	T 5800020000415	三川町特定環境保全公共下水道使用料の請求
三川町農業集落排水事業特別会計	T 4800020000416	三川町農業集落排水処理施設使用料の請求

・上下水道事業で運営している4事業の登録番号です。

・三川町の下水道使用料を鶴岡市で徴収しているため、検針票等に記載しています。

市ホームページ

「暮らし」→

「上下水道部からのお知らせ」→

「適格請求書発行事業者番号について」

29/30

## 最後に…

今回の研修の内容を、それぞれの事業者内で再度確認し、共有いただくようお願いいたします。

またご不明な点はお客さまセンターまたは水道課 管路維持係へお問い合わせください。

今後も安心、安全、安定した水道の供給のため、なお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

鶴岡市上下水道部

30/30